

主 題	新たな化学物質規制に関する説明会を開催しました。		
実施日	令和6年2月27日（火）	開催場所	江迎地区文化会館 インフィニタス
参加者	47名	主催	江迎労働基準監督署

開催目的（趣旨）

江迎労働基準監督署（署長 佐々木 和幸）は、令和4年5月から改正されている化学物質規制に係る労働安全衛生法の関係政省令（新たな化学物質規制）について、令和6年4月より本格的に施行されることから管内の化学物質取扱事業場を対象として、「リスクアセスメントと新たな化学物質規制」等の内容を周知するための説明会を開催しました。

概要

冒頭、江迎労働基準監督署長より政省令改正の経緯、働いている労働者の労働環境整備への取り組み及び働きやすい快適な職場づくりの実施について、あいさつを行いました。

続いて、「労働災害発生状況及び第14次労働災害防止計画について」と題して安全衛生係長より説明を行いました。

その後、「リスクアセスメントと新たな化学物質規制について」と題して安全衛生係長よりリスクアセスメントの簡易な支援ツールである「CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）」による手法の実演及び新たな化学物質規制に関する改正内容の詳細について説明を行いました。

「改正の主なポイント」

- ① ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加！
- ② リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とする義務！
- ③ 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させること！
- ④ 自律的な管理に向けた実施体制の確立！

署長 あいさつ



安全衛生係長 説明



自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理 体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	●
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	●
	がん等の遅発性疾患の把握強化		●	●
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	●
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
実施体制の 確立	がん原性物質の作業記録の保存		●	●
	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
情報伝達の 強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	●
	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
第三管理区分事業場の措置強化			●	

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます！



厚生労働省 新たな化学物質規制 検索

最後に

江迎労働基準監督署では、あらゆる機会を通じて「新たな化学物質規制」に関する周知等を今後も行っていく予定です。

化学物質を取り扱う事業場におかれましては、化学物質のSDS（安全データシート）を確認し、リスクアセスメントを実施して結果に基づいた必要なリスク低減措置を講じて下さい。